

○苧田町町民温水プールの設置，管理及び運営に関する条例施行規則

平成22年12月22日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は，苧田町町民温水プールの設置，管理及び運営に関する条例(平成22年苧田町条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み等)

第2条 苧田町町民温水プール(以下「温水プール」という。)の専用利用をしようとする者は，苧田町町民温水プール利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用許可は，苧田町町民温水プール利用許可書(様式第2号。以下「利用許可書」という。)を交付して行う。

3 指定管理者は，前項の許可をしようとするときは，教育委員会と協議して決定するものとする。

4 第2項の規定による利用許可書を交付された者(以下「利用者」という。)は，許可を受けた目的以外に利用し，又はその権利を譲渡し，若しくは転貸してはならない。

5 利用者は，施設に特別の設備を設け，又は造作をしようとするときは，あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金の徴収)

第3条 利用料金は，利用許可書の交付を受けるとき，指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第4条 条例第14条第3項の規定による利用料金の減額又は免除は，次のとおりとする。

(1) 町又は教育委員会が主催又は共催する行事に利用するとき。 10割

(2) 町又は教育委員会が特に必要と認める行事に利用するとき。 5割

(3) 前各号に掲げる場合のほか，町長が特に必要と認めるとき。 町長が定める率

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、荇田町町民温水プール利用料金減免申請書(様式第3号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第5条 条例第14条第4項ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に定める割合により還付することができる。

(1) 利用者の責任によらない事由により使用できないとき。 利用料金の10割

(2) 利用日の前日までに利用の取止めを申し出たとき。 利用料金の5割(安全)

第6条 指定管理者は、利用者の安全を確保するため必要な設備を設け、利用者の注意を促すため利用規則等を掲示するものとする。

(指定管理者の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定による申請は、荇田町町民温水プール指定管理者指定申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行うものとする。

(1) 定款又及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類)

(2) 事業計画書及び収支予算書

(3) 経営状況を説明する財産目録及び決算書

(4) 経営状況を説明する貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当するもの

(5) 役員の名簿

(6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類

(7) 現に行っている業務の概要を記載した書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(指定管理者の指定通知)

第8条 町長は、条例第5条第2項の規定により指定管理者を指定したとき、又は条例第6条の規定により指定を取り消したときは、荇田町町民温水プール指定管理者(指定・指定取消)書(様式第5号)により通知するものとする。

(協定の締結)

第9条 指定管理者は、町長と温水プールの管理及び運営に関する協定を締結する。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 管理及び運営に要する費用に関する事項
 - (3) 管理及び運営を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (4) 管理及び運営の業務の報告に関する事項
 - (5) 指定の取消並びに管理及び運営の業務の停止に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (事業報告)

第10条 指定管理者は、各年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を苅田町町民温水プール事業報告書(様式第6号)により、町長に報告しなければならない。

- (1) 管理及び運営の実施状況に関する事項
 - (2) 利用状況に関する事項
 - (3) 管理及び運営に要した費用に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- (指定管理者の指定の基準)

第11条 条例第5条第2項第5号の規定で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 町民の健康増進と体力づくり及びスポーツ振興を図ることについて熱意と識見を有する者であること。
- (2) 専門技術に係る指導育成体制が整備されていること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、適正な運営を行うために教育委員会が定める基準

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第7条から第11条までの規定は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

様式第1号(第2条関係)

No. _____				
菟田町町民温水プール利用許可申請書 年 月 日				
菟田町町民温水プール指定管理者 様				
住 所 団体名 氏 名 ㊟ (TEL)				
菟田町町民温水プールの利用の許可を受けたいので菟田町町民温水プールの設置、管理及び運営に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。ただし、菟田町町民温水プールの設置、管理及び運営に関する条例第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、速やかに利用を中止します。				
利用施設名	菟田町町民温水プール			
利用目的				
利用日時	年 月 日 時 分から 時間 時 分まで			
利用箇所	25mプール(コース)、歩行用プール、幼児・児童用プール プール全面			
利用設備	器具()			
利用予定人員	一 般	中高生・65歳以上	幼児・小学生・障害者・75歳以上	計
利用料金	施設利用料金			計
備考				

様式第2号(第2条関係)

様式第2号(第2条関係)

No. _____			
荻田町町民温水プール利用許可書 年 月 日 様 荻田町町民温水プール指定管理者 図 年 月 日付け申請のあった荻田町町民温水プールの利用については、荻田町町民温水プールの設置、管理及び運営に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり許可する。			
利用施設名	荻田町町民温水プール		
利用目的			
利用日時	年 月 日	時 分から	時 分まで 時間
利用箇所	25mプール(コース), 歩行用プール, 幼児・児童用プール プール全面		
利用設備	器具()		
利用予定人員	一般	中高生・65歳以上	幼児・小学生・障害者・75歳以上 計
利用料金	施設利用料金		計
利用許可の条件 (1) 荻田町町民温水プールの設置、管理及び運営に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。 (2) 利用時間を厳守すること。 (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は火気を利用しないこと。 (4) 指定管理者の指示に従うこと。			

様式第3号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

No. _____

菟田町町民温水プール利用料金減免申請書

年 月 日

菟田町町民温水プール指定管理者 様

申請者 住 所

氏 名

㊟

次のとおり利用料金の減額(免除)を受けたいので申請します。

記

1 利用の日時 年 月 日()時から
年 月 日()時まで

2 利用の目的

3 減額(免除)を受けようとする理由

菟田町町民温水プールの設置, 管理及び運営に関する条例施行規則第4条第1項の規定に該当するため。

様式第4号(第7条関係)

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

苜田町長 様

申請者 主たる事務所の所在地

法人等名称

代表者氏名

㊟

苜田町町民温水プール指定管理者指定申請書

下記のとおり、苜田町町民温水プールの管理に関する業務を行いたいので、苜田町町民温水プールの設置、管理及び運営に関する条例施行規則第7条の規定により申請します。

記

1 名称	苜田町町民温水プール
2 所在地	苜田町殿川町1番地160
3 添付書類	(1) 定款及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類) (2) 事業計画書及び収支予算書 (3) 経営状況を説明する財産目録及び決算書 (4) 経営状況を説明する貸借対照表及び損益計算書又はこれらに相当するもの (5) 役員の名簿 (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類 (7) 現に行っている業務の概要を記載した書類 (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

様式第5号(第8条関係)

様式第5号(第8条関係)

菟田町町民温水プール指定管理者(指定・指定取消)書

菟 第 号
年 月 日

様

菟田町長 印

菟田町町民温水プールの設置、管理及び運営に関する条例施行規則第8条の規定により
下記のとおり(指定・指定取消)します。

記

1 施設の名称

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第6号(第10条関係)

様式第6号(第10条関係)

苧田町町民温水プール事業報告書

年 月 日

苧田町長 様

所在地 _____

法人等名 _____

代表者氏名 _____

苧田町町民温水プールの事業について別紙のとおり報告します。